

平成31年労第2号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年9月29日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成21年4月1日、会社Aに雇用され、B所在のC支所（以下「事業場」という。）において、事務職として勤務していた。

また、被災者は、平成26年当時、事業場内に事務局を置く青年部（以下「青年部」という。）の事務局長を務めていた。

2 被災者は、○年○月○日、D駅にて投身自殺した。死体検案書には、「直接死因：脳挫傷、死因の種類：自殺」と記載されている。請求人によると、被災者は、会社Aの通常業務のほか、青年部の各種活動、更に選挙関連活動にも従事し、これら一連の過重労働の結果、精神障害を発病し、自死に至ったという。

3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月31日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成26年12月頃にICD-10「F32.2 精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書別紙に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①選挙活動に起因する業務量の増加があった、②心理的負荷の程度は「弱」にとどまるものの、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」という出来事があった、③本件疾病発病後の出来事である鳥インフルエンザの防疫業務は過酷で危険なものであり、特別な出来事に当たると主張するので、以下検討する。

(4) 被災者の時間外労働時間数の算定について

ア 会社Aの就業規則は、その第54条で時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務について、要旨、「会社は、業務の都合その他必要あるときは、時間外勤務（時間外深夜勤務を含む）、深夜勤務または休日に勤務させることがある。」と定めているところ、実際には「本人が基本的に申請をして、上司が命令をしたと認めたものについて、承認を得るという形で運用が行われていた。」

とE部長は申述しており、F課長は、更に具体的に「残業については、勤務状況報告書により本人が申請を行っています。残業をした部分については、申請を出すように指示していました。」と申述している。

そこで、被災者の勤務状況報告書の評価期間に相当する平成26年7月分から同年12月分をみるに、いずれの月の勤務状況報告書の休日出勤・時間外勤務状況の欄にもこれらの休日出勤・時間外勤務をした旨の記載は全くなく、時間外合計の欄にはいずれも「0」と記載されていることが認められる。また、被災者の当該時期の賃金台帳の超過勤務合計の欄にも、いずれも「0」と記載されていることが認められる。

この点、念のため、会社Aに確認したところ、会社Aは、令和元年10月25日付けで、要旨、「勤怠管理は、『勤務状況報告書』にて行い、所属長の確認により勤務時間を確定しています。被災者は勤務状況報告書により時間外労働の申告をしていないため、時間外労働はしていないと認識しています。当社は、所定労働時間内であれ、所定労働時間外であれ、業務として選挙活動は認めておらず、選挙活動に対する命令は行ったことはありません。選挙活動は、あくまで個人的活動であるとして取り扱ってきました。したがって、所定労働時間外に行った選挙活動は、個人的な選挙活動と認識しています。」との回答をした。

さらに、評価期間外である平成26年4月分の被災者の勤務状況報告書の休日出勤・時間外勤務状況の欄には1時間30分及び3時間00分、平成27年1月分の被災者の勤務状況報告書の休日出勤・時間外勤務状況の欄には11時間00分との記載があり、それぞれの翌月である平成26年5月と平成27年2月には超過勤務に対応した賃金が支払われていることが認められる。

そこで、請求人に対して、評価期間における勤務状況報告書には時間外合計が0と、同様に賃金台帳に超過勤務合計が0とそれぞれ記載されていることに関して、被災者又は請求人が会社Aに対して異議を申し立てたことの有無について確認したところ、請求人は、異議を申し立てたことがないとの申述を行った（当審査会における公開審理）。

以上を総合すると、評価期間において、被災者の時間外労働時間は0であったと認めることができる。

イ この点、監督署長は、基本的に各種の資料にある時刻のうち最も早い時間を始業時刻とし、同様に各種の資料にある時刻のうち最も遅い時間をもって終業時刻として取り扱う手法により被災者の労働時間を認定した上で、被災者は相当の時間外労働に従事していたと認定しているが、当該「時間外労働」について労働時間と認定できる根拠に欠けるものである。

ウ 前記アに認定したところに鑑みれば、被災者の時間外労働時間が96時間強であることを前提とする請求人の主張は失当であり、採用することはできない。

エ しかしながら、請求人は、監督署長の当該労働時間の認定を基礎として、それ以上の長時間労働に被災者は従事していたと主張するので、仮に監督署長が認定している時間の大半が労働時間に当たるものとして、以下検討する。

(5) 上記(3)①の主張に係る出来事について

請求人は、会社Aの業務のほか、青年部の業務である選挙活動に取り組んだ時間についても広く評価すべきであり、この点を考慮すると被災者の発病前1か月の時間外労働時間は、おおむね100時間以上となると主張する。

しかしながら、会社Aと青年部は別組織であって、青年部が会社Aに委託した業務に当たるという例外を除き、青年部の業務は会社Aの業務に当たるということはできず、また、青年部による負荷を会社Aの業務による心理的負荷を評価するものとしてこれを評価することは、事業主責任を担保することを目的としている労災保険法の趣旨を踏まえると、適当ではない。

この点、青年部が会社Aに委託した業務は、①青年部の事業計画及び予算・決算に関する立案、②青年部の事業計画に基づく企画・立案、資料の作成、経理出納の事務、③その他事業実施に伴う庶務及び④青年部の事務処理に関する監査・検査への対応に限られている。

そして、選挙活動が委託した事務の範囲に含まれると解することは、会社AのE部長が、要旨、「業務として選挙活動をすることは、選挙法に抵触しますので、業務時間中の選挙活動は禁止ということは、朝礼の時にも話をしており、被災者も認識されていたはずです。」と申述していること、F課長が「青年部が行う選挙活動の支援については、どこまでが業務でどこからが業務外かは、今まで曖昧になっていました。」と申述していることを踏まえると、極めて困難である。

また、委託の範囲に入っていたとしても、労働時間として認定するに当たっては、使用者の指示、少なくとも黙示の指示が必要と考えられるところ、その点をうかがわせる資料は一件記録上見当たらず、かえって上記のとおり禁止していた旨をE部長は申述している。いずれにしても、青年部の業務である選挙活動に要した時間を会社Aの労働時間として認定することは適当ではないと考えられるところ、念のため、会社Aにこの点を確認した。

会社Aは、前記(4)アのとおり、令和元年10月25日付けで、要旨、「青年部の選挙活動に従事するよう所定労働時間内であれ、所定労働時間外であれ、会社Aとして指示したことはなく、選挙活動はあくまで個人的活動であるとして取り扱っている。」との回答をした。

そうすると、少なくとも監督署長が青年部の選挙活動に要したとして認定した時間である11時間(うち発病前の平成26年12月に行われた時間は9時間。)を監督署長が認定した被災者の時間外労働時間から減じて、被災者の時間外労働時間数を認定することが適当である。

すなわち、監督署長が認定した被災者の発病前1か月の時間外労働時間である88時間12分から9時間を減じて、被災者の発病前1か月の時間外労働時間を認定することが妥当であって、仮に監督署長の認定した時間の大半を労働時間として評価したとしても、被災者の発病前1か月の時間外労働時間は79時間12分にとどまることとなる。

したがって、おおむね100時間を大きく下回ることは明らかであることから、請求人の主張を採用することはできず、「仕事内容・仕事量の(大きな変化)を生じさせる出来事」の心理的負荷の総合評価の程度は、「中」とどまると評価することが相当である。

(6) 上記(3)②の主張に係る出来事について

同出来事は、請求人も認めているとおり、その心理的負荷の総合評価の程度は「弱」とであると判断する。

(7) 以上のとおり、評価期間における請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであることから、その心理的負荷の全体評価は「中」とするのが相当である。

(8) 上記(3)③の主張に係る出来事について

請求人は、本件疾病発病後の出来事である鳥インフルエンザの防疫業務は過酷で危険なものであり、少なくとも幼少期から動物好きであった被災者にとってはその心理的負荷の程度は極めて大きく、特別な出来事に当たると主張する（当審査会における公開審理）が、その主張の前提となる被災者の本件疾病が悪化した又は異なる精神障害を発病した旨の裏付けとなる資料もないことに照らすと、その主張は前提において失当であり、その主張に係る出来事を心理的負荷の対象として評価することはできない。

(9) したがって、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできず、その死亡も業務上の事由によるものということとはできない。

(10) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月27日